

1 目的

ひだ桃源郷くぐの納涼夏まつり（以下「夏まつり」）において、出店ブースを設けることで、夏まつりを盛り上げていただくとともに、来場者をもてなすことを目的とします。

2 出店日時

令和6年8月11日（日）午後4時から午後9時まで（予定）

※荒天の場合は中止

※気象警報等発令時は、主催者の判断により開催時間の短縮または中止することがあります。

中止の決定連絡は、当日午後2時までに事務局から連絡します。（8月11日午後2時までに）

台風などで前日に判断した場合は午後3時までに事務局から連絡します。（8月10日午後3時までに）

※21時より片付け開始。22時には撤収できるようにしてください。（歩行者天国22時まで。移動は22時以降）

3 出店場所

小学校坂下の道路（なだらかな坂道あり） 予定

4 主催

くぐのイベント協議会 ひだ桃源郷くぐの納涼夏まつり実行委員会

5 販売できるもの

- ・夏まつりの目的にあったもの。
 - ・監督官庁（保健所等）の許可、届出等が必要な場合は、期日までに手続きを完了できるもの。
- ※アルコールの取り扱いはできません。

6 出店資格

- ・上記目的に賛同し、積極的に運営協力できる事業者等であること。
- ・主催者、警察等の指示に従えるもの。
- ・岐阜県暴力団排除条例、高山市暴力団排除条例に遵守し、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極適に協力する法人及び個人。

・以下の項目に該当する方は出店できません。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員（以下「暴力団等」）に該当する者
- ②暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- ③暴力団の威力や暴力団等を利用するなどしていると認められる関係にある者
- ④暴力団等に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係がある者

- ⑤暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- ⑥上記のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- ⑦生産物賠償責任保険あるいは食品営業賠償共済など必要に応じ、保険の加入いただくことを推奨いたします。万一販促物による食中毒等が生じた場合、主催者は賠償責任を負いません。

7 出店場所

出店場所は、主催者が決定します。

※出店範囲以外での販売やその他の行為（売り歩き、看板などによる宣伝、チラシ配布、呼び込み、引き込み）はしないでください。

8 出店方法

- ・キッチンカー出店
- ・電源及び出店スペース以外に机やいすをおかないでください。
- ・消火器1基とゴミ箱1基以上を必ず設置してください。（火気を使用しない場合は消火器は不要）
- ・ゴミ袋の替えを準備ください。
- ・出店により生じたゴミ、だし汁等の汚水は、出店者が持ち帰り適正に処理してください。うどん・ラーメンなど汁を付けて販売する出店者はバケツなど汁捨て場を、ゴミ箱とは別に設置してください。
- ・販売物、空箱等が通路等に出て、通行等の迷惑にならないようにしてください。
- ・「食品営業許可証」を携行し食品衛生監視員の求めに応じて提出できるようにしてください。
- ・出店希望者多数の場合は、事務局及び久々野商工会青年部が協議の上、出店者を選定、決定します。

9 費用負担

(1) 出店者（1台につき） 10,000円

※出店者様都合によりやむを得ずキャンセルされる場合は催事一週間まえまでに連絡をお願いします。

※催事が万が一中止となった場合、原則出店料は返還しません。

(2) 搬入搬出その他費用は、出店者負担となります。

10 出店申込

(1) 申込方法

次の提出書類に必要事項を記入の上、お申し込みください。

- ①ひだ桃源郷くぐの納涼夏まつり出店申込書
- ②〃 出店誓約書
- ③飛騨保健所提出店内配置図写し(出店個票)

(2) 申込先

ひだ桃源郷くぐの納涼夏まつり納涼夏まつり 事務局 ひだ桃源郷くぐの観光協会

メール hida@kuguno.jp

〒509-3213

岐阜県高山市久々野町渚2685

(3) 申込期限

令和6年7月15日（月）必着

※決定通知を7月19日（金）頃発送予定

（3）出店料振込先

飛騨農協 久々野支店

口座名義 くぐの夏のイベント協議会 会長 下田雅人

普通預金 0020274

※7月31日までに上記口座はお振込みください。

※振込手数料は出店者負担とさせていただきます。

※申し込みに必要な様式はひだ桃源郷くぐの観光協会のHPからダウンロードできます。

※インターネット環境をお持ちでない方は、ひだ桃源郷くぐの観光協会へご連絡下さい。